平成２３年（フ）第１１２号
埼玉県春日部市豊町２丁目15番地８ローズガーデン春日部豊町105号
債務者　坂本　　衛
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山越　　悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月１日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１５号
群馬県沼田市奈良町685番地
債務者　諸田　敏男
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湯澤　　晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月23日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２３年（フ）第５０号
長野県中野市大字草間1771番地４
債務者　髙原　和人
1　決定年月日時　平成23年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸田由香里
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月30日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７８号
福井県大野市蕨生第134号19番地
債務者　木原　正明
1　決定年月日時　平成23年３月28日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八木　　宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月12日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３５号
北海道帯広市東４条南21丁目17番地１
債務者　ナカノ石材こと　中野　宗明
1　決定年月日時　平成23年３月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩田　圭只
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１６号
島根県大田市波根町1029番地
債務者　石飛　陽治
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金山　孝治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月４日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第６８号
熊本市池田２丁目15番24号　静山荘201号
債務者　池田　香織
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　光也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月８日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第６５号
盛岡市清水町６番26号　ＮＴＴ清水町社宅302、住民票上の住所岩手県釜石市甲子町第９地割241番地159
債務者　鈴木　康仁
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木良博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第３４号
茨城県取手市桜が丘３丁目18番11号
債務者　植村　　昇
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　千葉真理子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月30日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第３７７２号
札幌市東区北32条東１丁目６番18―103号
債務者　菅生　哲也
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３７９７号
札幌市白石区栄通３丁目５番11―101号
債務者　野地　　恵
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３２号
札幌市清田区北野５条５丁目20番56号　松本マンション201号
債務者　藤原　美香（旧姓入江）
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７２号
札幌市手稲区富丘１条６丁目13番６号　グリーンヴィレッジ富丘201号
債務者　東野　　勝
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７３号
札幌市手稲区富丘１条６丁目13番６号　グリーンヴィレッジ富丘201号
債務者　東野さなえ
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５８号
札幌市中央区宮の森３条９丁目４番20号
債務者　阿部　　牧
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３７６号
札幌市西区発寒９条11丁目９番10号
債務者　佐藤まゆみ
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４２１号
北海道石狩郡当別町六軒町67番地47
債務者　十枝　　永
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部